

2025年（令和7年）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会

第3回総会

【別冊】参考資料



日時 令和6年4月23日（火）午後2時15分

場所 びわ湖大津プリンスホテル



コンベンションホール「淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



【参考資料】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会総会名簿	・・・P1
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・P4
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針	・・・P6
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則	・・・P7
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・P12
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市市民運動基本計画	・・・P13
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市観光・おもてなし基本計画	・・・P15
わたSHIGA輝く国スポ大津市情報通信基本計画	・・・P16
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市式典基本計画	・・・P17
第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項	・・・P18
第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項	・・・P20
第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項	・・・P22
第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項	・・・P24
第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項	・・・P26
わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項	・・・P30
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ競技会場地マップ	・・・P33
わたSHIGA輝く国スポの大津市競技会会期	・・・P34
わたSHIGA輝く障スポの大会会期及び障スポ競技別リハーサル大会日程	・・・P35
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委委員会組織図	・・・P36

(令和6年4月23日現在)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会総会名簿

【会長】 1名

[新任者については備考欄に「*」を記載]

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	市関係	大津市	市長	佐藤 健司	

【副会長】 11名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	一般社団法人大津市スポーツ協会	会長	磯田 英清	
2	スポーツ関係	大津市学区体育団体連絡協議会	会長	目片 清	
3	スポーツ関係	大津市障害者スポーツ協会	会長	北村 茂	
4	産業・経済関係	大津商工会議所	会頭	河本 英典	
5	産業・経済関係	大津北商工会	会長	後藤 又久	
6	産業・経済関係	瀬田商工会	会長	松尾 房郎	
7	宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人びわ湖大津観光協会	会長	平川 良浩	
8	市議会関係	大津市議会	議長	竹内 基二	
9	市関係	大津市教育委員会	教育長	島崎 輝久	
10	市関係	大津市	副市長	國松 睦生	*
11	市関係	大津市	副市長	北潤 弘康	

【常任委員】 32名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	市議会関係	大津市議会	副議長	浜奥 修利	
2	市議会関係	大津市議会総務常任委員会	委員長	細川 俊行	
3	競技団体	公益社団法人滋賀県サッカー協会	会長	前田 康一	
4	競技団体	滋賀県テニス協会	会長	荒谷 善夫	
5	競技団体	滋賀県ローイング協会	会長	奥村 功	
6	競技団体	滋賀県体操協会	会長	奥村 芳正	
7	競技団体	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会	会長	宇野 正信	
8	競技団体	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟	会長	神野 佳樹	
9	競技団体	滋賀県フェンシング協会	会長	渡辺 一生	
10	競技団体	滋賀県バドミントン協会	会長	藤原 健二	
11	競技団体	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	会長	杉 章男	
12	競技団体	滋賀県カヌー協会	会長	小椋 正清	
13	競技団体	滋賀県空手道連盟	会長代行	草野 健治	*
14	競技団体	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	会長	馬場 光仁	
15	スポーツ関係	大津市スポーツ推進審議会	会長	石井 智	
16	スポーツ関係	大津市スポーツ推進委員協議会	会長	久保 洋司	
17	スポーツ関係	大津市小学校体育連盟	会長	西田 元	*
18	スポーツ関係	大津市中学校体育連盟	会長	米田 博文	
19	スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟	会長	小田 隆司	
20	教育・学校関係	大津市小学校長会	会長	鎌田 豊	*
21	教育・学校関係	大津市中学校長会	会長	奥村 雅彦	*
22	教育・学校関係	滋賀県高等学校長協会	会長	兼房 一浩	*
23	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎	
24	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎	
25	医療・福祉関係	公益社団法人大津市医師会	会長	重永 博	
26	医療・福祉関係	一般社団法人大津市歯科医師会	会長	奈村 和記	
27	医療・福祉関係	一般社団法人大津市薬剤師会	会長	隠岐 英之	
28	医療・福祉関係	公益社団法人滋賀県看護協会第1地区支部	第1地区支部長	西村 由香	
29	医療・福祉関係	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	会長	竹内 俊彦	
30	宿泊・観光・衛生関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	
31	市民団体・各種団体	大津市自治連合会	会長	北川 吉男	
32	市関係	大津市	政策調整部長	内川 直樹	*

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名		氏名	備考
1	産業・経済関係	大津商工会議所	専務理事	廣瀬 年昭	
2	市関係	大津市	会計管理者	堀井 雪江	*

【委員】 68名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	競技団体	大津市サッカー協会	会長	世古 正	
2	競技団体	大津市テニス協会	会長	仲野 弘子	
3	競技団体	大津市ボート協会	会長	真嶋 龍道	
4	競技団体	大津市体操協会	会長	安東 克彦	
5	競技団体	大津市バスケットボール協会	会長	諏訪 武仁	
6	競技団体	大津市ヨット協会	会長	山下 記誉	
7	競技団体	大津市フェンシング協会	会長	宮本 説三	
8	競技団体	大津市バドミントン協会	会長	桑野 仁	
9	競技団体	大津市カヌー協会	会長	木村 隆	
10	競技団体	大津市空手道連盟	会長	八田 憲児	
11	競技団体	滋賀県スポーツ拳法連盟	理事長	古川 亘	
12	競技団体	大津あきのた会	会長	増田 勝治	
13	競技団体	滋賀県スポーツウエルネス吹矢協会	会長	片岡 秀之	
14	スポーツ関係	大津市スポーツ少年団	本部長	近藤 眞弘	
15	スポーツ関係	大津市レクリエーション協会	会長	船本 力	
16	教育・学校関係	大津市私立幼稚園園長会	会長	大山 修司	
17	産業・経済関係	一般社団法人大津市商店街連盟	理事長	石川 順三	
18	産業・経済関係	レーク滋賀農業協同組合	大津地区担当常務理事	片岡 喜隆	
19	産業・経済関係	大津市水産振興対策協議会	会長	佐野 高典	
20	産業・経済関係	関西電力株式会社滋賀支社	支社長	松田 善和	*
21	産業・経済関係	一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部	支部長	松浦 博	
22	通信・輸送・交通関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店	支店長	若林 宣公	*
23	通信・輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大津駅	大津駅長	田中 佐奈恵	*
24	通信・輸送・交通関係	京阪電気鉄道株式会社大津営業部	部長	深尾 雅章	
25	通信・輸送・交通関係	日本郵便株式会社大津中央郵便局	局長	江藤 淳	*
26	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県トラック協会大津支部	支部長	北川 光男	
27	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県レンタカー協会	会長	西野 信司	
28	通信・輸送・交通関係	大津交通安全協会	会長	本郷 茂	*
29	通信・輸送・交通関係	大津北交通安全協会	会長	川崎 孝夫	
30	医療・福祉関係	大津市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山川 すゑ子	
31	医療・福祉関係	大津市保育協議会	会長	狩野 聡	
32	医療・福祉関係	大津市身体障害者更生会	会長	乾澤 正和	
33	医療・福祉関係	大津市障害児者と支える人の会	会長	西川 実千子	
34	医療・福祉関係	大津市ろうあ福祉協会	会長	石野 富志三郎	
35	医療・福祉関係	大津視覚障害者協会	会長	奥村 清和	
36	医療・福祉関係	特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会	理事長	平山 真司	*
37	医療・福祉関係	大津市健康推進連絡協議会	会長	内田 秀美	*
38	医療・福祉関係	地方独立行政法人市立大津市民病院	院長	日野 明彦	
39	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏	*
40	宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
41	宿泊・観光・衛生関係	大津市食品衛生協会	会長	和田 博	
42	宿泊・観光・衛生関係	大津調理師会	会長	山本 学	
43	市民団体・各種団体	大津市文化連盟	会長	音羽 菊寿寿	
44	市民団体・各種団体	大津市青少年育成市民会議	会長	服部 和平	
45	市民団体・各種団体	公益社団法人大津市シルバー人材センター	理事長	捨井 道夫	
46	市民団体・各種団体	大津市老人クラブ連合会	会長	松田 輝男	
47	市民団体・各種団体	公益財団法人大津市国際親善協会	理事長	三上 征次	
48	市民団体・各種団体	公益財団法人大津市公園緑地協会	理事長	舩見 順	
49	市民団体・各種団体	大津市地域女性団体連合会	会長	音野 潤子	
50	市民団体・各種団体	日本ボーイスカウト滋賀連盟大津地区連絡協議会	協議会長	宮本 幹人	
51	市民団体・各種団体	ガールスカウト大津市連絡協議会	会長	平野 美佐子	
52	市民団体・各種団体	大津市子ども会育成連合会	会長	辻田 正雄	
53	市民団体・各種団体	大津市PTA連合会	会長	後藤 祐紀	

54	市民団体・各種団体	大津市消防団	団長	金井 長光	*
55	市民団体・各種団体	一般社団法人大津青年会議所	理事長	元藤 直人	*
56	市関係	大津市	総務部長	内田 一成	
57	市関係	大津市	市民部長	田中 鉄也	
58	市関係	大津市	福祉部長	小野 昌幸	*
59	市関係	大津市	健康保険部長	菊池 眞宏	*
60	市関係	大津市	保健所長	中村 由紀子	
61	市関係	大津市	産業観光部長	岡嶋 一郎	
62	市関係	大津市	環境部長	初田 久徳	
63	市関係	大津市	都市計画部長	三國 昌克	*
64	市関係	大津市	建設部長	小島 浩幸	
65	市関係	大津市企業局	公営企業管理者	南堀 弘	*
66	市関係	大津市教育委員会	教育部長	清水 美幸	*
67	市関係	大津市消防局	局長	正田 正道	*
68	市関係	大津市議会局	局長	宿谷 繁生	

【顧問】 10名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		岩崎 和也	
2	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		河井 昭成	
3	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		河村 浩史	
4	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		桐田 真人	
5	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		桑野 仁	
6	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		佐口 佳恵	
7	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		清水 ひとみ	
8	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		野田 武宏	
9	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		節木 三千代	
10	県議会関係	滋賀県議会議員（大津市選挙区選出）		目片 信悟	

【参与】 31名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	市議会関係	大津市議会教育厚生常任委員会	委員長	田中 知久	
2	市議会関係	大津市議会生活産業常任委員会	委員長	改田 勝彦	
3	市議会関係	大津市議会施設常任委員会	委員長	青山 三四郎	
4	国・県関係	国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所	事務所長	善本 隆典	*
5	国・県関係	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	事務所長	若公 崇敏	*
6	国・県関係	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	事務所長	谷 成二	
7	国・県関係	自衛隊滋賀地方協力本部	本部長	吉田 修造	*
8	国・県関係	滋賀県大津土木事務所	所長	山崎 邦夫	*
9	国・県関係	滋賀県大津警察署	署長	野村 正明	*
10	国・県関係	滋賀県大津北警察署	署長	森下 慎也	*
11	教育・学校関係	国立大学法人滋賀大学	学長	竹村 彰通	
12	教育・学校関係	国立大学法人滋賀医科大学	学長	上本 伸二	
13	教育・学校関係	学校法人龍谷大学・龍谷大学	学長	入澤 崇	
14	教育・学校関係	学校法人立命館・立命館大学	学長	仲谷 善雄	
15	教育・学校関係	学校法人京都成安学園・成安造形大学	学長	小嶋 善通	
16	教育・学校関係	学校法人大阪成蹊学園・びわこ成蹊スポーツ大学	学長	大河 正明	
17	教育・学校関係	学校法人純美禮学園・滋賀短期大学	学長	秋山 元秀	
18	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	四倉 幹木	*
19	報道関係	株式会社京都新聞社滋賀本社	代表	石川 一郎	
20	報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	藤田 文亮	
21	報道関係	株式会社読売新聞大阪本社大津支局	支局長	祝迫 博	
22	報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	岩佐 和也	*
23	報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	土塚 英樹	*
24	報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎	*
25	報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	三好 典子	*
26	報道関係	株式会社日本経済新聞社大津支局	支局長	加賀谷 和樹	
27	報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮	*
28	報道関係	株式会社京都放送滋賀支社	支社長	山本 耕司	*
29	報道関係	びわ湖放送株式会社	取締役経営戦略本部長	松本 圭司	*
30	報道関係	株式会社エフエム滋賀	代表取締役社長	大森 七幸	
31	報道関係	株式会社ZTV	取締役社長	田村 欣也	

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- ・開催期間：3日間

5 実施競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング(ボート)、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレール射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目を決定されました。

スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、小倉百人一首競技かるた、ラジオ体操第3（初代・二代目）、ひこねスーパーカロム、ユニカール、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、還暦軟式野球、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ビリヤード、ソフトバレーボール、カラーリング、スポーツ鬼ごっこ、マリンスポーツフェスティバル、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、ネットでポンポイ、フットサル、ユニホック、モルック

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されました。
スポーツウエルネス吹矢、知的障害者バドミントン、ゴールボール

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針

1 基本方針

本市は、琵琶湖や比叡、比良の山々に代表される四季折々に美しさを見せる豊かな自然、世界遺産、日本遺産を始めとする数多くの歴史と文化に彩られた恵み豊かなまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、「大津の魅力」を全国に発信する絶好の機会とし、市民、関係団体、行政などが協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、本市スポーツ推進計画の目指す、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことが出来る社会の実現に繋げてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで大津を元気にする大会

スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、市民が自らスポーツを行う環境を創る土台となり、スポーツを通じて地域に一体感や活力を醸成するきっかけとする。また、市民がライフスタイルに応じたスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツの普及・振興に繋がる大会を目指します。

(2) 市民協働で創る大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ります。市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 大津の魅力を発信する大会

歴史・文化・自然など様々な大津の魅力を全国に発信するとともに、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えます。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムを促進する大会を目指します。

(4) 大津の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(5) すべての人がともに支えあう大津を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を十分深め、ともに支え合う社会を築くことができる大会を目指します。

【令和3年2月5日 準備委員会第1回設立総会審議】

【令和4年8月19日 準備委員会第3回総会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大津市を代表する者
- (2) 大津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 15名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大津市に帰属するものとする。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和4年8月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則第11条
第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市市民運動基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も市民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ イベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な応対
- イ 花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製
- エ おもてなし料理等の振る舞い

(3) 生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機に幅広く生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会づくりに結びつく大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 大津の魅力を全国に発信する大会

市民が本市の歴史・文化・自然など様々な魅力を再認識し、本市を訪れる人に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本市の魅力の情報発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) 人と地球にやさしいクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

ウ 自家用車の利用自粛や公共交通機関の利用促進

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市観光・おもてなし基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において観光・おもてなしについては、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、全国から大津を訪れる人に、「来てよかった」、「また大津に来たい」と思っただけけるよう、大津の魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムの促進を図るとともに、本市の特色をいかしたプロモーションを実施する。

2 内容

(1) 接遇意識の高揚

全国から大津を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えし、心のこもったおもてなしを提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進する。

(2) 総合案内所の設置

全国から大津を訪れる人の利便性向上を図るとともに、競技会場、主要駅等へ総合案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

(3) 休憩所等の設置

全国から大津を訪れる人の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

(4) 売店の設置

全国から大津を訪れる人の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(5) 歓迎装飾の実施

全国から大津を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えするとともに、両大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

附則

この計画は、令和4年8月19日に施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市情報通信基本計画

1 目的

「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）において、大津市で実施する情報通信業務については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市競技運営基本計画」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関、関係団体等の協力を得て、情報通信設備及び情報通信体制の整備を図り、円滑な国スポの運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

2 内容

（1）情報通信設備の整備

国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

（2）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を正確かつ迅速に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報通信体制

大会参加者等へ競技記録等を迅速に提供するための情報通信体制を整備する。

3 その他

（1）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの計画を準用する。

（3）「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における情報通信体制の整備については、県実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和5年5月24日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市式典基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、あたたかみのある式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め、競技会に参加した多くの人と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、大会に関するその他の式典については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」における式典については、県準備委員会が主体となって実施する。

第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 国スポ関連イベント等における医療救護

大津市主催及び大津市内で開催される国スポ関連イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに大津市実施本部に連絡する。

また、市準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関、関係団体等と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

また、大津市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関、関係団体等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこ

の要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会(以下「市準備委員会」という。)は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関、関係団体等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食(弁当を含む。)を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他市準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(5) 廃棄物の適正な処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。

また、リサイクルができない廃棄物については適正な処理に努める。

(6) ねずみ・衛生害虫等の駆除

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(7) 飲料水による事故の防止

水道事業者、その他関係機関、関係団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。